

守山市民ホール現況調査等業務仕様書

1 業務の名称

守山市民ホール現況調査等業務

2 業務の趣旨

本業務は、建築後、約40年が経過した守山市民ホールについて精緻な現況調査を行い、修繕箇所の精査、課題の抽出を行うこと、併せてサステナブルなまちづくりに資する施設、社会の新たなニーズに対応した施設として、末永く市民に愛され、利用される施設となるための改修方針を決定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 現守山市民ホールの調査

ア 現況調査と現状把握

外装、内装、舞台設備、電気設備等、各部について施設面、管理運営面の精緻な調査を実施し、劣化や損傷状況、機能低下および機能不全等についての把握を行う。劣化が顕著な場合や特徴的なものについては、写真撮影を行い、調査結果については図面に記録する。

外壁については、目視および手の届く範囲での打診調査に加え、南西側の一面を赤外線等を用いて精緻に調査する。

イ 事例分析

他の劇場・音楽堂等の整備事例を収集、整理し、改修事項の検討にあたっての参考資料を作成する。

(2) 守山市民ホールのあり方の検討

ア コンセプトの検討

(1)アの現況調査と現状把握の結果をふまえ、今後の守山市民ホールのコンセプトを検討する。

イ まちづくり面からの検討

守山市中心市街地の文化振興によるにぎわいづくり、まちなか回遊性という視点からの守山市民ホールの位置づけや、敷地周辺を含めた空間利用など、多様な市民による日常利用を促す機能の検討を行う。

ウ 部門計画の検討

ホール部門、創造支援（市民の気軽な芸術発表意欲の促進）部門、交流・情報部門および展示・集会部門等について、配置、動線を整理し、連携の取れた効果

的な部門計画に関して検討する。

エ 国の文化政策、市の上位計画の確認

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律や文化芸術基本法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等、近年の国の文化政策の動向と市の上位計画等から、守山市民ホールが将来にわたり期待される役割を整理する。

オ 文化団体等への調査

指定管理者および市内の文化団体等（数団体を予定）へのヒアリングを行い、守山市民ホールの改善点や求められる姿等に関する情報を収集する。調査等によって得られた知見をもとに、将来の守山市民ホールの利用予測を立てる。

カ ユニバーサルデザイン面からの検討

アで検討したコンセプトをもとに、施設、設備がもつ機能を精査し、機能向上、安全対策、ユニバーサルデザインの視点を含め、方向性を検討する。

キ 整備方針の策定

「現況調査と現状把握」の結果を踏まえ、本施設に必要な機能等を検討・策定する。

ク 管理運営費、管理運営方法（年間経費、LCC）

年間の維持管理費について、類似事例を参考にして、試算する。また、施設利用者のサービス向上を図り、財政負担の軽減、長期的に安定した運営を実現するため、管理運営、事業計画も含めて情報収集し、有効な民間活力の導入などの方策を提案する。

(3) 守山市民ホール改修の基本的な考え方についての検討

ア 整備手法の検討

改修には多額の費用が必要であることから、財源確保の方策として補助金や助成金等公的資金の活用、民間からの資金調達に関する情報を収集し、整備手法を検討する。

イ スケジュールの検討

改修にむけ、休館期間や近隣の類似施設の改修計画等の調査を行い、利用者の利便性に配慮したスケジュールを検討する。併せて市の財政負担や守山市民ホールの指定管理期間を勘案したスケジュールを検討する。

ウ 概算工事費

類例を参考にして、概算工事費を試算する。また、先行して修繕すべき機器等の改修工事の優先順位を検討する。

(4) 守山市民ホール大規模改修の基本的な考え方（素案）の作成

(1)～(3)の成果を踏まえ、守山市民ホール大規模改修の基本的な考え方（素案）を作成する（以下の項目を掲載すること）。

ア 守山市民ホールの現状（概要・利用状況・劣化状況等）

イ 改修後の守山市民ホールのあり方

ウ 改修についての基本的な考え方

別紙1

5 主な業務スケジュール（予定）

令和5年10月31日	現況調査の完了
令和6年1月31日	大規模改修の基本的な考え方のとりまとめ 方針の決定
令和6年3月31日	計画策定調整・まとめ

・10月末までに現況調査を完了し、緊急修繕が必要な箇所が判明した際は、早急に報告すること。

・1月末までに大規模改修の基本的な考え方のとりまとめ方針を決定し、協議資料を作成すること。

6 業務工程表等の作成および進捗状況の報告

受託者は、作業着手前までに次の書類を作成し、守山市教育委員会事務局社会教育・文化振興課に提出すること。また、業務の進捗状況を毎月末までに文書データにて守山市教育委員会事務局社会教育・文化振興課に報告するとともに、変更等が発生した場合は、速やかに報告すること。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 業務工程表(ガントチャート形式) | 1部 |
| (2) 業務責任者連絡先 | 1部 |

7 庁内会議の開催支援

市、内部での調整を図るため開催する庁内会議（4回程度）の運営を支援する。支援の内容としては、会議で使用する資料の作成および出席と記録の作成等を行う。

8 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、市や関係団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。協議には、協議資料等を準備し臨むこと。また、打合せ記録簿を作成し、市と相互に協議すること。なお、協議・打合せに係る交通費等の経費は受託者の負担とする。
- (2) 資料等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるような表記方法とすること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、市担当者や施設管理者等との協議および市への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。
- (4) 市は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を可能な範囲で準備し、提供を行う。また、提供された資料については、目的外使用を禁止する。なお、本業務の終了後、速やかに市に返却するものとする。
- (5) 管理技術者および担当技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は発注者の承諾を得なければならない。

別紙1

9 成果品

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

ア 守山市民ホール大規模改修の基本的な考え方（素案）	（製本・A4版・フルカラー）	1部
イ 守山市民ホール現況調査の調査結果		1部
ウ 守山市民ホール現況調査の結果報告書		1部
エ 打ち合わせ議事録		1部
オ 業務報告書その他本業務で作成した図書一式（検討資料含む）		1式

(2) デジタルデータの作成

前項の成果品で作成する資料及び図面等については、全てデジタルデータとしてDVD-R等の電磁的記録媒体に格納し、ウイルス対策ソフトウェアを用いてウイルスがないことを確認したうえで納品すること。使用するウイルス対策ソフトウェアについては、発注者と協議すること。

また、デジタルデータのファイル形式は以下に示す形式とする。これら以外のファイル形式を使用する場合は、発注者と協議すること。

ア 図面データ：JWWCAD形式、DXF形式、PDF形式、JPEG 2000形式

イ 文書データ：MS-Word形式、MS-Excel形式、PDF形式

(3) 成果品の納入

成果品は、業務履行期間内に納入すること。また、業務履行期間中であっても、作業の完了したものについては提出を求める場合がある。

(4) 提出先

守山市教育委員会事務局 社会教育・文化振興課 担当 山本 恭平

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1142(直通) FAX：077-582-9441

E-mail：shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp

10 その他

(1) 機密保護・個人情報保護・情報セキュリティ管理

受託者は、本受託業務に関して直接又は間接に知り得た一切の情報は本業務以外に使用し、または、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、業務終了後も同様とする。

受託者は、本受託業務に関して許可を得て複製(データ、文書)したときは、文書・支給品等の管理を行い、本受託業務の終了後、速やかに複製した内容を消去すること。

(2) 権利の帰属

本調達の作業によって、新たに作成された成果物の著作権については、本市と受託者両者の共有物とする。ただし、本市や受託者が従前から有していた成果物の著作権はそれぞれに帰属する。

別紙1

この場合、当該成果物についての使用权は、本市のシステム利用において必要な範囲で許諾されること。

(3) 再委託

受託者は、担当業務の全部、または主要部分を第三者に委託(再委託)することを禁止する。ただし、担当業務の一部を委託する場合、明確な再委託部分(内容)、再委託先、再委託理由、管理体制を文書で提出し、本市が認める場合はこの限りではない。

第三者に委託する場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(4) 契約不適合責任期間等

本調達の見納検収後、3年以内の期間において、本業務の成果物に関して、システムの安定稼働に関わる不適合の疑いが生じ、本市が必要と認めた場合、受託者は速やかに不適合の疑いについて調査し回答すること。

調査の結果、本業務の成果物に関しての契約不適合が認められた場合、受託者の責任と負担において速やかに改修すること。

(5) 法令の遵守

関係法令・条例・規則および本市情報セキュリティポリシーを順守すること。

(6) その他

業務を進めるうえで本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者とが協議のうえその都度決定するものとする。